OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	イギリス検認遺産目録の法的背景と査定方法
Author(s)	岡部, 芳彦
Citation	大阪大学経済学. 2009, 59(3), p. 346-356
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/26578
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

イギリス検認遺産目録の法的背景と査定方法

岡 部 芳 彦†

1　はじめに

イギリス社会経済史研究において，史料としての検認遺産目録への関心は以前より非常に高い。とくに16世紀から18世紀を研究する場合，それは有力な史料の一つである。動産のリストである遺産目録には家財に関する具体名や価値が記載されているため，それを分析すれば，生活様式や消費生活の変化を解明できるのではないかと考えられてきた。職業区分や遺産の総額が記載されているので，グレゴリ・キング以来のイギリスの経済社会構造やミドリング・ソートの実態解明などへの期待も高い。例えば，N・コックスを中心とするウォルバーハンプトン大学の「商品と日用品の辞書（1550年-1820年）」プロジェクトでは，1228例の商人の検認遺産目録が調査され，それらはもっとも重要な史料の一つに位置付けられている[1]。最近では，イギリスのみならずオランダの貧困層の遺産目録から飲料関係の項目を抽出する方法など，各国に残存する遺産目録の特性を生かした研究も盛んに行われている[2]。

しかし，イギリスに現存する遺産目録の多くは長年未整理のままで，作成過程をはじめとする明確な実態はいまだ不明な点が多い。たとえば，イギリス全土の遺産目録の残存数やその詳細については，Economic and Social Research Council（ESRC）の助成を受けたM・オバートンを中心とするエクスター大学のプロジェクトをはじめさまざまな計画がある[3]。しかし残念ながら総数を特定するのは困難でいまだ確定的な見解はだされていない。その一方で地方レベルでの遺産目録の整理は史料協会（Record Society）とアーキビストによって精力的にすすめられている。特に原本を活字化する作業がこの20年あまりの間に盛んにおこなわれ，多くの遺産目録集が出版されている 。近年これらの刊行史料を使用し，多くの研究が行われるようになった。しかし，遺産目録集の編纂は地域によって格差があり，遺産目録の作成目的や地域的な特徴を十分に吟味しないまま，利用される場合もある。また，遺産目録が使用される場合，その史料としての信頼性に疑問を呈されることも多く，各地域の遺産目録が分析された内容にまで踏み込まぬまま議論が終わることも少なくない。M・スパフォドは，遺漏の可能性や総数の未確定，また正確性への疑問などから遺産目録は史料として耐えうるのかという問題提起をおこなっている[4]。にもかかわらず，遺産目録ついての解説は，その整理･活字化に比べて，

† 神戸学院大学経済学部講師

1 Cox, N. (2000) *The Complete Tradesman: A Study of Retailing,* 1550-1820, Ashgate.

2 McCANTS, Anne E.C. (2008) “Poor consumers as global consumer: the diffusion of tea and coffee drinking in the eighteenth century”, *Economic History Review,* 61, S1.

3 Overton, M., Whittle, J., Dean, D., Hann, A. (2004) *Production and Consumption in English Households,* 1600-1750, Routledge, xii.

4 Spufford, M. (1990) “The Limitations of the probate inventory”, in J. Chartres ed., *English rural society, 1500-1800: essays in honour of Joan Thirsk,* Cambridge: Cambridge University Press, pp.139-174.

それほど多いわけではない。各研究の冒頭で遺産目録の意義や解説が行われ，その手引き書が出版されているにもかかわらず[5]，作成方法や検認プロセスなどはよく分かっていない。

そこで本稿では，史料としての遺産目録に対して2つの点から考察を加える。まず，遺産目録が作成される根拠となった法令を整理し，その法的背景をみてゆく。つぎに，遺産目録が実際どのようにして査定されたのかを，先行研究に加えて史料を読み解くことによって復元を試みる。それらによって，何を根拠に，どのように，誰の手によって遺産目録が査定されたのかを明かにし，その正確性について検討したい。そして，検認遺産目録の利用に適した研究・分析方法を展望したい。

2　遺産目録の問題点

J・S・ムーアは「検認遺産目録は重要で，多くの歴史的事項に関する情報の価値ある出所であることは広く理解されており，それがゆえに遺産目録が何であるのかをいうのに時間を無駄にすべきでない[6]」と述べている。確かに史料としての問題点がたびたび指摘されるにもかかわらず，近年，イギリス各地の史料協会やアーキビストによって出版された遺産目録集の水準は非常に高く，その対象地域に残存するすべての遺産目録を整理したものも少なくない。ただ，それのみを理由に史料的価値が高いとは断言できない。そこで，本章では，まず遺産目録について提起される問題点を整理しておきたい。

遺産目録は，一言で言えば動産のリストであると解説されることが多い。しかし，この表現は非常に誤解を招きやすい。遺産目録に関して全く知識のない者が聞けば，単純に動産しか記録されていないと思うだろう。そのため，内容物に目がいくことがあっても，いつ，どこで，誰が何のために作成したのかまでは検証されない。17世紀後半から18世紀にかけて登場した特定の品目の出現率の分析も盛んに行われている。しかし，遺産目録の作成の過程があまり語られてこなかったためにL・ウェザリル[7]やオバートンらのように多くのサンプル数を扱う以外の方法で説得力をもった研究はあまり見られない。そこで，まず遺産目録とは死亡した場合に一度だけ作成された事と，死亡した本人や残された遺族のためだけに作られたわけではない事を確認しておきたい。

イングランドとウェールズの検認遺産目録は，法的に動産（movable property）と呼ばれる物，つまり財（goods）や家財（chattels）が記載されている[8]。その他に，土地からの定期借地保有権なども記載されていることがある[9]。また，不動産は自由保有・謄本保有であろうとも記録されていない。同一人物の所領や地所調査，固定資産や土地税調査の記録をみるのは困難なので，資産総額の正確な計測や相対的な富の比較分析に使用するのには向かない。ムーアは，貴族，ジェントリ，多くの農民によって所有された土地財産が，彼等の所有した動産の富の価値を大幅に超えており，それを含めれば中間的な社会集団の相対的な経済的地位が大きく

[5] 一例を挙げれば，Grannum. K., Taylor, N. (2009) *Wills & Probate Records: A guide for family historians Second Edition,* The National Archives.

[6] Moore, J. S. (1985) 'Probate Inventories: Problems and Prospects', in P. Riden.ed., *Probate Records and the Local Community,* Alan Sutton, 1985, p.12.

[7] Weatherill, L. (1996) , *Consumer Behaviour & Material Culture in Britain 1660-1760*, Routledge.

[8] Moore. J. S. (1976) *The Goods and Chattels of Our Forefathers: Frampton Cotterell and District Probate Inventories 1539-1804,* Phillimore, p.1.

[9] Spufford, "The Limitations of the probate inventory", p.142.

変化する可能性を指摘している[10]。また，スパフォドは，ロンドン遺言検認裁判所の遺産目録において，財と家財の価値の順位と定期借地保有地所を含む総価値の順位にはあまり相関性はないと指摘している[11]。

T・アーケルは埋葬記録と検認記録が一致しないことから，どれぐらいの割合で遺産目録が残されたのか特定が困難であると述べている[12]。オバートンは，地域差はあるものの，貧困層の40％と富裕層の10％が検認史料から省かれていると推測している[13]。また高橋基泰は，同じく検認記録である遺言書について17世紀後半には，景気など経済的要因の影響を強く受け，裕福でないものが残せない傾向が強まったのではないかと推測している[14]。つまり17世紀以降の貧富の差の拡大が，社会階層の下層の人々を遺言書の作成から縁遠くしたというのである。

記載方法に，イギリス全土を通じてあまり法則性が見られないのも問題の一つである。名前，査定人，品目，価値など基本情報は同じだが，実際に記す場合の書式は，地域によってある程度共通しているものの，アラビア数字とローマ数字などの違いが見られる。遺産目録に共通して見られる特徴もある。それは査定が部屋ごとに行われる点である。部屋ごとの査定は，生活様式を知る上で非常に有効である[15]。例えば，砂糖がキッチンに記録されれば主に料理に使用されたと考えられるが，居間にあれば調理後の料理やあるいは茶に入れられ，居間における飲茶の様式を知る手がかりとなる可能性がある。

ただこれらの問題点の中で最も多く呈されるが，果たして各品目の価値が正しく判断されたのかということである。はたして各品目はどのように査定され，なぜ価値を計ることができたのか。そして，誰が，何を基準にそれぞれの品目を査定したのかということである。仮に相続が主たる目的で作成されたとすると，関係者によって作成された場合，故意に遺漏・偽証することも十分に考えられる。たびたび指摘される遺産目録の正確性への疑問は，この作成過程の不明瞭さに起因しているといってもよいだろう。そこで，次の節では，遺産目録作成の背景にあった各種の検認関係の法令を時代ごとに検討することで，遺産目録を作成するためにどのような形式と条件が要求されたのかを見てみたい。

3　遺産目録の法的背景

本章では，遺産目録作成の根拠となった法令を整理する。それぞれの特徴をみることによって，遺産目録作成の変化を見てゆく。

表１は，1760年以前の検認（probate）に関する主要制定法を治世ごとに一覧にしたものである。検認に関する最初の法令は1225年ヘンリー３世治世で出されたものであるが，その表題のとおり王の相続に関する法令で，一般に行われた遺産目録作成とはあまり関係がないと思われる。これまでの研究では，広く遺産目録が作成される契機となった最初の法律は，1529年制定の３つの法令（以下1529年法）とされることが多い。なぜならヘンリー８治世第21年

[10] Moore, "Probate Inventories: Problems and Prospects", p.12.

[11] Spufford. M. (1981) *Small Books and Pleasant Histories,* Table.1.

[12] Arkell, T. (2000) "Interpreting Probate Inventories" in Arkell, T., Evans, N., Goose,N., eds., *When Death Do Us Part: Understanding and Interpreting the Probate Records of Early Modern England,* Leopard's Head Press Ltd, p.73.

[13] Overton, *Production and Consumption in English Households,* pp.26-27.

[14] 高橋基泰（1999）『村の相伝［近代英国編］－親族構造・相続慣行・世代継承―』刀水書房，99頁。

[15] ただし，オバートンが指摘しているように，何も動産がない（あるいはそう見なされた）部屋については記載されなかったため，家屋の構造を遺産目録のみで正確に知るのは難しい。
Overton, Whittle, Dean, Hann, *Production and Consumption in English Households,* p.15.

表１　1760年以前の検認に関する主要制定法

ヘンリー ３世治世第９年 C.18 ヘンリー ３世治世第20年 C. 2	王の債務者が死んだ場合，王が最初に支払われるべきこと（1225） 未亡人が彼女らの土地から獲られた作物を遺言で譲ることについて（1235）
エドワード１世治世第13年st. 1，c.19 エドワード１世治世第13年st. 1，c.23	無遺言の負債の支払い負担について（1285） 遺言執行者の会計報告書の保持許可について（1285）
エドワード３世治世第４年　c 7 エドワード３世治世第25年 st. 5，c 5 エドワード３世治世第31年 st. 1，c. 4 エドワード３世治世第31年 st. 1，c.11	遺言執行者が遺言者の誤った行いに介入することについて（1330） 最初の遺言執行者が権利と義務をもつべきことについて（1350） 遺言書の確認において司祭官の財物強要行為の防止について（1357） 遺産をのこした場合，遺産管理を許される教会統治権者ならびに遺産管理人が遺言執行者としてすべき行動について（1357）
ヘンリー ５世治世第３年　c. 8	エドワード３世統治下よりも教会統治権者が，遺産目録とともに遺言の検認をこれ以上おこなわないことについて（1415）
ヘンリー ８世治世第21年 c. 4 ヘンリー ８世治世第21年 c. 5 ヘンリー ８世治世第21年 c. 6 ヘンリー ８世治世第24年 c.12 ヘンリー ８世治世第25年 c.19 ヘンリー ８世治世第26年 c.15 ヘンリー ８世治世第27年 c.10 ヘンリー ８世治世第27年 c.26 ヘンリー ８世治世第31年 c. 3 ヘンリー ８世治世第32年 c. 1 ヘンリー ８世治世第32年 c.37 ヘンリー ８世治世第34，35年 c. 5	遺言執行者による土地の売却に関する法令（1529） 遺言の検認に対して教会の聖職者，司祭，その他の牧師によって得られる科料と金額に関係する法令（1529） 埋葬に関連する法令（1529） 国内において，今後ローマからの上訴を無効とする法令（1532） 聖職者の服従が王に対してみられ，カノン法をつくる権利が正しい人物に付加される法令（1533） 信仰者によってリッチモンド大執事管区内における強要が取り除かれる法令（1534） ユースと遺言書に関係する法令　（1535） 国内と同様に形式に則り，ウェールズにおける聖職任命の法と正義に関する法令（1535） ガヴェルカインド慣習を変更する法令（1539） 土地，借地等が準備された遺言書等によっていかに裏付けられるかの法令（1540） 遺産管理人と遺言執行者による地代延滞の権利を回復させる法令（1540） 遺言書条項の詳細法令（1542–43）
エリザベス１世治世第13年 c. 5 エリザベス１世治世第43年 c. 8	詐欺行為による証明書，贈与，譲渡に対する法令（1571） 無遺言の動産の詐欺的遺産管理に対する法令（1601）
ジェームズ１世治世第７年 c.12	債権債務の二重支払を防ぐ法令（1609）
チャールズ２世治世第22，23年c.10 チャールズ２世治世第29年 c. 3 チャールズ２世治世第30年st. 1，C. 7	無遺言資産の移転を向上させる法令（1670） 詐欺と偽誓を防止する法令（1670） 不法行為を行った遺産管理人と遺言執行者から債権者が債権を回収できる法令（1670）
ジェームズ２世治世第１年c.17	議会諸法令継続と再施行の法令（1685）
ウィリアム３世メアリー ２世治世第３年c.14 ウィリアム３世メアリー ２世治世第４年c. 2	詐欺的行為から債権者を救う法令（1691） ヨーク住人に，その地域の慣習に従わずに，彼等の遺言書によって個人の土地を処分できる法令（1692）
ウィリアム３世治世第７，８年 c.38 ウィリアム３世治世第10，11年 c.16	彼等の土地を第二子以下が処分できるウェールズの慣習を遺言書によって取り払う法令（1696） 死後に生まれた子が，彼等の父の代で取得された資産を得ることができる法令（1699）
アン女王治世第２，３年　c. 5 アン女王治世第７年　c.19	ヨーク住人が，その地域の慣習に従わずに彼等の遺言書によって個人の土地を処分できる法令（ウィリアム３世メアリー ２世治世第４年c. 2 , 1692年制定）の但し書き：この法令によるヨーク州の住人への強制を廃止する法令（1703） 資産を保有する未成年者に，不動産権，信託財産，抵当等資産の譲渡を可能にする法令（1708）

注記：c：chapter　st：statute.　制定法は，16世紀以前は法令名が与えられていなかった。

（出典）Arkell, T., ed., When Death Do Us Part, Understanding and Interpreting The Probate records and Early Modern England, Leopard's head Press Limited (2000), pp.341-356.
F・W・メイトランド，森泉章訳『イングランド法史概説』学陽書房，1992年．J・ベイカー，小山貞夫訳『イングランド法制史概説』創元社，1975年．田中英夫編『英米法辞典』東京大学出版会を参照。

表２　イングランドにおける動産・不動産の法定相続（Succession）の違いと用語の区別

不動産→Common law	動産→ Ecclesiastical law
相続　（descent, inheritance）	分配　（distribution）
相続人　（heir）	最近親者（next of kin）
遺贈　（devise）	遺贈　（bequest, legacy）
長子相続（primogeniture）	均分相続（descent and distribution）

（出典）F・W・メイトランド，森泉章訳『イングランド法史概説』学陽書房，1992年．J・ベイカー，小山貞夫訳『イングランド法制史概説』創元社，1975年．田中英夫編『英米法辞典』東京大学出版会，1991年を参照。

C. 5 に遺言の検認の際，教会に支払われる科料の記載がみられるからである。しかし，この法令を契機として遺産目録が作成されるようになったというのは正確ではない。なぜならそれ以前のエドワード３世治世の法令には，遺産目録作成に非常に重要な役割を果たす遺言執行者（executor）や遺産管理人（administrator）の名称が登場し，1529年法以前から遺産目録が広く作成されていたことが窺えるからである。

検認という観点から見れば，1529年は，その用語が初めて法令の概要に登場した年である。検認遺産目録は単純な財産のリストではなく，誰かの手によって検認を受けている。遺産目録の検認を行ったのは，教会裁判所であった。法制史家F・W・メイトランドによれば，検認とは，厳密には「立証されるために提出された書類が死者の遺言書となることを管轄権のある官吏の面前で立証する」ことを指す[16]。中世イングランドには，霊魂不滅のために死者は教会に一定の財産を寄付すべきという考え方があった。この考えに基づき，遺言の検認，および遺言の執行，無遺言相続，それに関わる作業は教会裁判所の管轄下に属していた。16世紀以前は，教会法（Canon law，カノン法）のもとで運用され，検認行為自体は厳密に規定されてはいなかった。

[16] F･W･メイトランド（1992）『イングランド法史概説』森泉章訳，学陽書房，81頁.

1529年は，ヘンリー ８世治世下の宗教改革でさまざま法令がだされ，イギリス・カトリック教会の最高指導者ウルジーが失脚し，トマス・モアが大法官に就任した年でもある。イギリス宗教改革下では，教会に対するさまざま介入が行われた。表２のように，本来イングランド法では，不動産の相続をあつかうコモン・ローと動産の相続をあつかう教会法（Ecclesiastical law）に法律が別れて用語も異なっていた。イギリス宗教改革後，それまでカトリック教会が制定・改訂を行っていた教会法にも議会によって変更が加えられた。これはカトリック教会の勢力を弱める目的であり，1529年以降の法令制定の後も，検認を行う権限は教会に残ったことが各法令の概要からは窺える。

表１のヘンリー ８世治世下で出された法令の大半が聖職者の権限や土地に関するものであり，そのほとんどは教会への介入と権限を制限するためのものであった。それに比べ，エリザベス１世治世下の法令からは，証明書，贈与，譲渡，無遺言の場合の動産の詐欺防止など，遺産目録を含む検認記録の運用や禁止事項にいたる具体的な内容へと変化している。つまり，エリザベス１世治世の1571年以降，検認記録に対して罰則の強化や禁止事項を制定することによって，検認行為が制度として確立していったと考えられる。特に1571年から1670年までの間，詐欺や偽証に関する罰則を強化する法令が多く見られる。このことから法的な裏付けを行うこ

とで検認記録を公的な証書として確立させようと試みていたことがわかる。ただし，遺産目録に関する詐欺や偽証についての法令がほとんどであることを考えれば，とくに動産に関して意図的に異なった値を記す傾向が多かったことも窺える。

1529年法は，遺産目録が増加し始める時期と一致している。また，手数料だけではなく，遺言執行者がいないときの遺産管理人の任命や遺産目録の実際の作成を行うことも明記されている[17]。故人が遺言書無しに死去した場合や，遺言執行者がその職務を行いたくない，あるいは出来ない場合，司教によって管財人として未亡人もしくは近親者に遺産目録作成の権限が与えられた。遺言執行者もしくは遺産管理人は，二人の立会人とともに，財産価値を２回検認させた科料を教会に支払い遺産目録と最終査定を保証する。この検認は，半分はラテン語で半分は英語で行われたが，1670年のチャールズ２世治世22，23年C.10で英語に統一された[18]。1529年法では，管財人（遺言執行者もしくは遺産管理人）は「負債があって死去した人やなんらかの遺産のある人について，すくなくとも２名の臨席のもとで」遺産目録を作成することが定められた。拒否したり欠席の場合，「他の２名の死去した人の近親者…もしくは他の２名の正直な人[19]」により遺産目録を編纂すると記載されている。通常，遺産目録は３か月から11か月以内の公開を要求された。公開の期間が比較的長い事から，査定が難しく複雑であった事が窺える。また，５ポンド未満の額面の小さい動産は，査定されなかったと主張する研究もあるが，各遺産目録集にも５ポンド以下のものも含まれるため，比較的貧しい階層でも遺産目録を残したと言える。例えば，ブリストル史料協会（Bristol Record Office）に所蔵されている1620年から1767年の遺産目録2556例の内，１ポンドから９ポンドの間の遺産目録は623例（24%）で，その割合は低くない[20]。

検認を受けた場所であるが，所属している教区の教会裁判所で検認を受けるのが一般的である。複数の教区にまたがって財産を所有している場合は，イングランド西部においては，カンタベリ大司教管区裁判所において検認をうけなければならなかった[21]。その場合，距離・時間的なコストがかかることを考えれば，検認を受けることができた者はある程度の裕福であったと推測される。

以上検認行為全般について，関係法令をみながら概観した。その結果，各法令の積み上げによって遺産目録の作成が確立する過程がわかった。それでは実際，遺産目録は誰の手によって，どのように作られたのであろうか。動産のリストである遺産目録で最も重要な作成過程は，査定（apprise）である。次項では，その査定方法を具体的に検討してみたい。

4　遺産目録の査定方法

（1）検認プロセスと査定方法

本章では，遺産目録が実際にどのように査定されたのかを見てみたい。図１は，17世紀以降の検認遺産目録作成における検認プロセスのモデルケースである。各遺産目録集，各法令の概要ならびにイングランド法の先

[17] Cox, N & J. "Probate inventories: The Legal Background-PartI" *The Local Historian,* 16 (3), p.133.

[18] Cox and Cox, "Probate inventories: the legal background-Part 1" p.134.

[19] Cox and Cox, "Probate inventories: the legal background-Part 1" p.134.

[20] George, E & S. with the assistance of P. Fleming (2008), *Bristol Probate Inventories PartIII: 1690-1804,* Bristol Record Society's Publication Vol.60, xv.

[21] Scott, M. (1997) *Prerogative Court of Canterbury Wills and Other Probate Records,* Public Record Office Reader's Guide No 15, PRO Publications, x.

行研究を参考に作成し，遺産目録研究者Ｊ・Ｓ・ムーアとの議論によって修正を加えた。まず，順を追って見てみよう。本人死亡した場合，遺言書の有無によってその作成は方法が分かれる。遺言がある場合でも遺言執行者の名前がなければ，無遺言と同様に扱われる。遺言書に遺言執行者の名前がある場合，遺言執行者が査定人（appraiser）を任命する。遺産目録に査定人の氏名が記載されている場合，１名であることはほとんどない。これは1529年法で，２名以上の査定人による作成が定められたためである[22]。査定人によって遺産目録の作成終了後，遺言執行者が遺産目録を教会裁判所に公開，検認を受ける。検認後，遺言執行者が遺産の管理を行うことができる。対して遺言書がない場合は，本人死亡後，教会裁判所が遺産管理人をまず選任し，遺産管理許可書（Grant of Administration）が発行される。遺産管理人は遺産目録を作成し，裁判所に公開，検認をうける。その後，教会裁判所が財産分割する手順である。

まず，興味深いのは遺言執行者が査定人を指名する場合，２名以上とされている点である。どの遺産目録集を見ても１名の署名だけの遺産目録はほとんどなく，その多くが３名，また５名の署名がされている事例も見受けられる。一例を挙げれば，イングランド北西部のチェシャー州のボウドン村（Bowdon）では，清教徒革命から名誉革命の時期とほぼ同じ1651年から1689年の間に18例の遺産目録が残されている[23]。この中で査定人として４名の名前が記載されているものが10例，３名が２例，２名が２例，記載なしが４例である。記載のなかったものを除けば，１名で査定されているものはない。複数の査定人によって査定が行われていることから，遺漏や査定ミスの可能性は低かったと思われる。

ムーアは，「たいていの場合，家屋の内外が，査定人によって，正確で誠実に照合されていた」と述べている。P・ラスレットは，17世紀から18世紀にかけてのイギリスでは「俗人だけではなく，知識人や公の責任を負った人びとも，キリスト教徒を人生に意味を与えるものと信じていたし，・・・その宗教的活動は自発的なものであって，上から 強制されたわけではなかった[24]」と述べている。このようなキリスト教的価値観の下，査定人が教会裁判所での厳粛な宣誓を行ったことは，遺産目録の変造に対して，一定の歯止めとなっていたとも考えられる。ムーアが述べるように「査定人は・・・良心的で，そして彼等の仕事が真剣で熟考されたと結論づけてもよい[25]」だろう。

検認遺産目録作成における検認プロセスのモデルケースからは，実際に遺産目録を作成・査定に重要な役割を担ったのは，遺言執行者に選任された査定人であることがわかる。次節では実際に遺産目録の作成を行う査定人にどのような人々が選任されたかを見てみよう。

（２）査定人の選任

査定人と遺言執行者は遺産目録の作成において重要な役割を果たしたといってよいだろう。遺言執行者は，1285年より法令の表題に登場している。その後も，1330年法，1350年法，そして遺産目録を作成する法令として先行研究で最も重視される1529年法，1540年法と多くの法令が遺言執行者に関するものである。遺言執行者

[22] Cox and Cox, "Probate inventories: the legal background-Part 1" p.135.

[23] Groves J. ed., (1998) *Bowdon Wills: Wills and Probate inventories from a Cheshire Township-,part 2 1651-1689*, A Northern Writers Advisory Services Publication, pp.11-57.

[24] P・ラスレット（1986）『われら失いし世界　近代イギリス社会史』川北稔・指昭博・山本正訳, 三嶺書房, 99 ～ 100頁.

[25] Moore, *Goods And Chattels of Our Forefathers,* p.4.

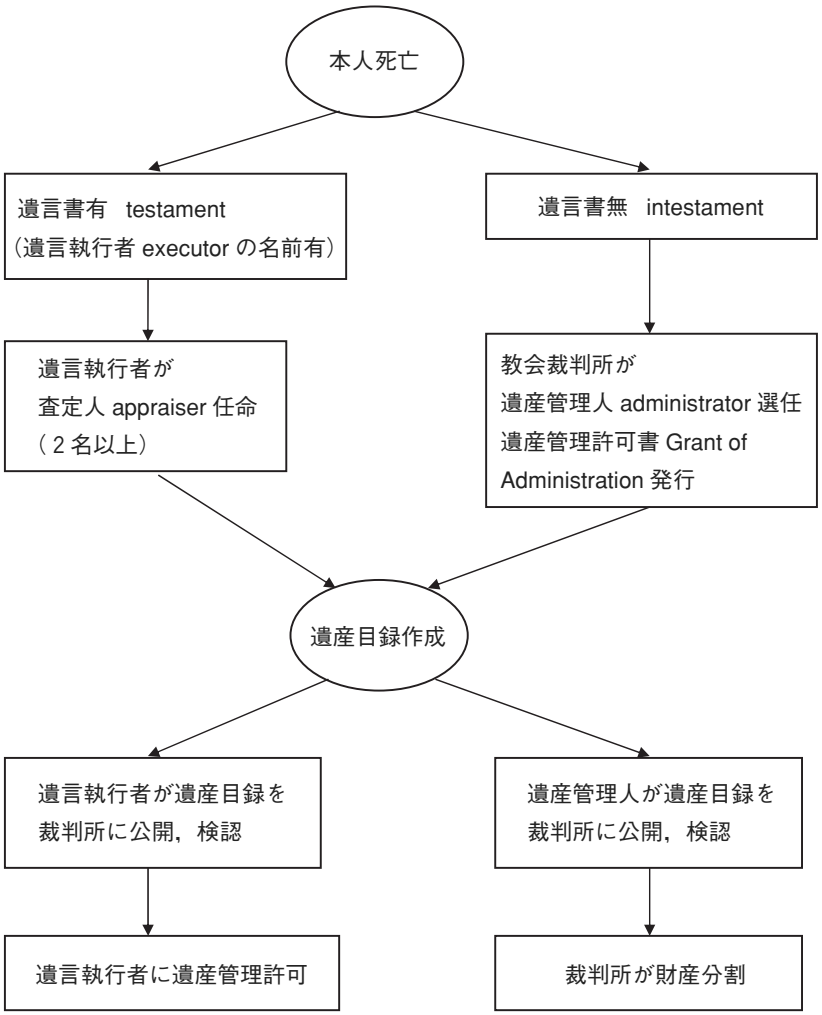

図 1　遺産目録作成における検認プロセス
（出典）各法令，各遺産目録集，John Moore 氏との議論をもとに作成。

によって遺産目録を実際に作成する査定人は選任されるが，それはどのような人々であったのだろうか。

1529年法の規定では，故人が借財を残していた場合，その債権者が査定人となることが可能であった。N＆J・コックスによれば，債権者による査定は「おそらく一般的に行われていた[26]。」1674年にリッチフィールドで巡業中に死んだ呼び売り商人ロバート・チャップマンの遺産目録は，債権者であったサンフリースシャーのジョージ・カラサーズによって作成された[27]。債権者による査定は，財産の分割にも関わるので厳密に行われたと考えられる。また，1842年に死去したカーディフのカウリッジの馬具職人ナサニエル・ヤングの遺産目録は，競売人ジョン・オウブレイによって査定されており，債権に対

[26] Cox and Cox, Probate inventories: the legal background-Part 1, p.134.
[27] Cox and Cox, Probate inventories: the legal background-Part 1, p.135.

する財産の処分方法が競売であったことが窺える[28]。ただし，遺産目録の中に借財の記載はそれほど多くなく[29]，どの程度債権者が査定人となったのかを分析するのは難しい。次に査定人に選任されることが多かったのが，故人の近親者であると言われている[30]。それを確かめるために，年代が長期間連続している史料の一つであるブリストル市街教区の遺産目録集（1542年～ 1804年）の中で，査定人が故人と苗字が同じ事例を数えてみた[31]。同じ苗字の者もしくは近親者と記載されていたのは，330例中34例であった。苗字が同じだというだけでは，完全に近親者といいきれないものの，結婚して他家へ嫁いだ者も含めれば，もう少しこの割合が上昇することも考えられる。遺言執行者は，1529年法にあった「他の二人の正直な人」であることを求められた査定人に，近親者を任命できた。遺産目録作成の目的の一つは相続であったが，最もその財産に興味がある近親者でも，法令により正確に査定すると考えられていたのであろう。

遺産目録の中には，店舗（shop）の在庫の査定のため，同業者が呼ばれた例が見られる。ブリストル市で1695年に死亡した指物師ハーン・ジョンの遺産目録は，ヘンリー・ワレンとヘンリー・ウェルチが査定人となり作成された。この目録の冒頭には，この２名が指物師である旨が付記されている[32]。同業者の署名が遺産目録にあったとしても，彼らの能力が高かったことを証明しているわけではないが，正確な査定を行おうと意図は十分に感じられる。近親者や仲間の動産を査定した人々は，各自の職業における専門家でもあった。査定人の職業が名前とともに記載された例が多いことから，彼らの専門性が遺産目録の査定に反映されたと考えられる。一例を，整理が終了し昨年出版された一番新しい遺産目録集の一つであるブリストル市街教区の遺産目録集（1690年から1804年，全111例）で見てみよう。査定人の職業が記載された遺産目録18例の中で，故人の職業と一致したものは10例で約55%にも上る[33]。同一職業であるため，品目や動産の名称についてはかなり正確に査定されたと考えられる。

最後に一つ付け加えておきたいのは，遺産目録の査定人が非識字であったので，その信頼性に疑問が呈されることについてである。たしかに査定人の非識字の割合は低くはなかった[34]。しかし，例えばチェシャー州ボウドン村では1651−1689年の間に「mark（×印）」のサインをした査定人の割合は，遺産目録18例中８例（44%），総人数50名中12名（24%）であり[35]，それほど高い割合ではない。また×印でサインされた８例の遺産目録はいずれも複数の査定人によって査定され，かならずその中の１名はサインをし，×印のみのものはなかった。遺産目録を査定する際は誰かが文字を書かねばならなかったので，当然の結果である。そのため，遺産目録作成とその正確性への非識字の影響は大きく

[28] Bowen, P. (2004) *Shopkeepers and Tradesmen in Cardiff and The Vale 1633-1857,* Bowen, p.144.

[29] Grannum & Taylor, *Wills & Probate Records,* p.73.

[30] Cox and Cox, Probate inventories, p.135.

[31] George, E & S. (2002), *Bristol Probate Inventories Part1: 1690-1804,* Bristol Record Society's Publication Vol.54. George, E & S. with the assistance of P. Fleming (2005), *Bristol Probate Inventories :1657-1689,* Bristol Record Society's Publication Vol.57. George and George, *Bristol Probate Inventories PartIII: 1690-1804*. ただし，この遺産目録集は代表性のある標本（representative sample）を抽出しており，その期間のすべての遺産目録を収録しているわけではない。

[32] George and George, *Bristol Probate Inventories PartIII :1690-1804,* p.24

[33] George and George, *Bristol Probate Inventories PartIII :1690-1804,* pp.1-242.

[34] Cox and Cox, Probate inventories: the legal background-Part 1, pp.136-137.

[35] Groves, *Bowdon Wills:Wills and Probate inventories from a Cheshire Township,* pp.11-57

なかったと考えてよいだろう。

5　むすび

本稿では，いまだ議論が尽きないイギリス検認遺産目録の正確性について，先行研究を概観しながら，遺産目録の法的背景と査定方法から検討した。最後に，これまでの検討で明らかとなった論点を整理し，今後の遺産目録研究の可能性を述べて結びとしたい。

検認行為全般についての関係法令を概観した結果，各法令の積み上げによって遺産目録の作成方法が確立していったことが確認できた。1529年法によって，２名以上が査定人を務めた事や，債権者や相続権を持つ近親者が遺産目録の査定に関わったことから，遺漏や意図的な偽証があった場合，査定の各段階で，誰かが疑問を持ち意義を唱えた可能性が高い。つまり，遺産目録作成は，複数のチェック機能が働いていたため意図的な偽造を行うのは困難であったと考えられる。また，査定人に専門家を呼んだ事例や故人と同一の職業人が査定を行った事例からは，努めて正確な査定を行おうという意図が窺える。ムーアやラスレットが言うキリスト教的価値観だけではなく，法的背景や査定の実施方法から見ても，遺産目録の査定の正確性は決して低くはない。

最後に検認遺産目録を使用した正確性の高い研究の可能性について述べておきたい。現在，遺産目録を用いた研究方法として，品目の出現率を検討するものが多い。さまざまな品目が登場する遺産目録は史料として魅力的であり，品目別の検討は，現在もっとも有効な分析手法の一つである。ただ一定の傾向は見ることができるが，史料批判の観点などからその正確性に疑問をもつ研究者も少なくない。しかし，正確な品目別の検討は研究手法によっては可能である。検認遺産目録の編纂・出版はほぼ毎年のようにイギリスのどこかで，史料協会，アーキビスト，在野の研究家を問わず行われている。その中でP・ボウェンの遺産目録編纂方法は非常に興味深い[36]。ボウェンは，カーディフ一帯で，商人の遺産目録を抽出し，店舗と在庫に注目して内容の分析を行っている。商店を持っていた者の遺産目録には，店舗（shop）の査定が行われているものが多い。店舗にあった商品在庫は，それが商品である性格上，日常生活用品に比べて価格が正確に査定された，あるいは出来た可能性が高い。本稿の考察で明らかとなったとおり，査定人に同一の職業人が多く選任されたことからもその正確性は裏付けられる。その他，負債が記載された場合，その債権者が査定人を多く務めたことを考えれば，比較的公平に記載されたと考えてよいだろう。このように研究手法次第で，様々な情報が含まれる遺産目録からは，正確に品目の価値や生活様式，そして消費生活の実態を知ることが可能である。

本稿では，検認遺産目録の法的背景と，その査定方法について遺言執行者と査定人に注目して検討した。ただ，その作成過程で，どの品目がどのように分類されたのかなど具体的な作成方法については明確ではないので，次の課題としたい。

[36] Bowen, *Shopkeepers and Tradesmen in Cardiff and The Vale 1633-1857*.

Legal Background and Appraisal Method of Probate Inventories in England

Yoshihiko Okabe

An explosion of studies argues about limitations and possibilities of probate inventories as historical records, however, it have been inconclusive by now. Especially many arguments treated how exact and correct in the contents. On the other hand, many probate inventories have been published from hand written original documents by local record societies and archivists within 2 decades.

Guide books about probate records, included wills etc, were published, but details of probate inventories, even simple question e.g. how and who made it, are insufficient.

Probate inventory is explained simply as lists of goods and chattels when someone was dead. So this paper focuses on two points. One is the legal background of 'probate' through classify laws and acts in England. The other is how and by whom inventories were appraised through probate process.

Assays of laws and acts revealed that regulations of making probate inventories were built up in England from thirteenth to eighteenth century. The analysis of probate process shows the 'appraise' is one of most important processes to make inventories. 1529 acts required executor needed to appoint more than 2 appraisers at least. The appraiser was appointed from a creditor, next to kin and same professions of the deceased. It is expected that creditors appraised almost precise because they needed to claim. And also professions appraised precisely by using their expertise.

Probate inventories were appraised with accuracy by regulations of 1529 acts that required plural appraisers, because there might be claim if someone attempted to forge them. And appraising by professions means intention of making probate inventories correctly.

JEL Classification: N3, N13, P46.
Key word: English economic history, probate inventories, the history of retailing and consumption.